# 国別障害関連情報
# ブルキナファソ

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

| 人間 |
| --- |
| JR |
| 26-072 |

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

# 国別障害関連情報
# ブルキナファソ
# 目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 6
　2－1. 障害関連行政制度 6
　2－2. 障害関連法令・政策文書 10
　2－3. 障害関連施策 15
3. 国際条約及び国際協力等の実績 23
　3－1. CRPD 批准による対応状況 23
　3－2. マラケシュ条約実施状況 23
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 24
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 24
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 25
4.　障害関連団体の活動概況 28
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 28
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 29
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 31
6. 参考資料 35

# 図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者割合（5 歳以上）（2019）.....3
図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2019）.....4
図 3 障害の性別割合（5 歳以上）（2019）.....4
図 4 居住地域別の障害者割合（5 歳以上）（2019）.....5

表 1 ブルキナファソにおける障害関連担当機関.....6
表 2 通常学校に就学している障害児数（2022 年 12 月）.....18

## 略語表

| | | |
|---|---|---|
| ADP | African Disability Protocol | アフリカ人権憲章に基づく障害者の権利プロトコル |
| AEPS | Association Evangélique pour la Promotion des Sourds | 福音派聴覚障害者推進協会 |
| CBR | Community-based Rehabilitation | 地域に根ざしたリハビリテーション |
| CEDAW | Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women | 女子差別撤廃条約 |
| CEFISE | Centre d'Éducation et de Formation Intégrée des Sourds et Entendants | 聴覚障害者のための統合教育・訓練センター |
| CNAOB | Centre national d'appareillage orthopédique du Burkina | ブルキナ国立補装具センター |
| CNDH | Commission Nationale des Droits Humains | 国家人権委員会 |
| COMUD/Handicap | Conseil national multisectoriel pour la protection et la promotion des droits des personnes handicapées | 障害者の保護と権利推進のためのマルチセクター国家評議会 |
| CRC | Convention on the Rights of the Child | 子どもの権利条約 |
| CRPD | Convention on the Rights of Persons with Disabilities | 障害者権利条約 |
| DPEIEFG | Direction de la promotion de l'éducation inclusive, de l'éducation des filles et du genre | インクルーシブ教育推進・女子教育・ジェンダー局 |
| DRASSN | Direction Régionale de l'Action Sociale et de la Solidarité Nationale | 地域社会行動・国家連帯局 |
| ENSP | École Nationale de Santé Publique | 国立公衆衛生学校 |
| EU | European Union | 欧州連合 |
| FEBAH | Fédération Burkinabè des Associations pour la Promotion des Personnes Handicapées | ブルキナ障害者の権利推進団体連盟 |
| GDP | Gross Domestic Product | 国内総生産 |
| ICT | Information and Communication Technology | 情報通信技術 |
| JICA | Japan International Cooperation Agency | 国際協力機構 |
| L'APEE | Association des Parents et Amis d'Enfants Encéphalopathes | 脳症の子どもを持つ親と友人の会 |
| MBDHP | Mouvement Burkinabe des Droits de l'Homme | ブルキナ人権運動 |
| NGO | Non-Governmental Organization | 非政府組織 |
| OPD | Organization of Persons with Disabilities | 障害者団体 |
| PNDES | Plan national de développement économique et social | 国家経済社会開発計画 |
| PNPS | Politique Nationale de Protection Sociale | 国家社会保障政策 |
| PSEF | Plan Sectoriel de l'Éducation et de la Formation | 教育・訓練セクター計画 |
| ReNOH | Réseau National des Organisations des Personnes Handicapées | 全国障害者団体ネットワーク |
| RGPH | Recensement. Général de la Population et de l'Habitation | 国勢調査 |
| ROEHI-BF | Réseau des Organisations Engagées dans le Handicap et l'Inclusion au Burkina Faso | ブルキナファソ障害と包摂支援団体ネットワーク |
| RTB | Radiodiffusion Télévision du Burkina | ブルキナ放送公社 |
| SDGs | Sustainable Development Goals | 持続可能な開発目標 |
| SN-3PH | Stratégie nationale de protection et de promotion des personnes handicapées | 障害者の保護・権利推進国家戦略 |

| | | |
|---|---|---|
| UNABPAM | Union Nationale Des Associations Burkinabé pour la Promotion des Aveugles et Malvoyants | ブルキナ視覚障害者団体連合 |
| UNADAB | Union Nationale des Associations des Déficients Auditifs du Burkina | ブルキナ全国聴覚障害者団体連合 |
| UNAFEHB | Union nationale des associations des femmes handicapées du Burkina | ブルキナ障害女性団体国家連合 |
| UNICEF | United Nations Children's Fund | 国連児童基金 |
| WHO | World Health Organization | 世界保健機関 |
| WIPO | World Intellectual Property Organization | 世界知的所有権機関 |

# 1. 基礎指標

## 1－1. 基礎指標[1]

| | | |
|---|---|---|
| 一人当たり国内総生産[2] | 982.0 米ドル | 2024 |

セクター別政府支出

| | | |
|---|---|---|
| 保健医療（対 GDP 比） | 6.77 % | 2022 |
| 教育（対 GDP 比） | 5.3 % | 2023 |
| 社会福祉（対 GDP 比）[3] | 0.2 % | 2022 |

人口

| | | |
|---|---|---|
| 総人口 | 23,548,781 人 | 2024 |
| 男性人口比率 | 49.8 % | |
| 女性人口比率 | 50.2 % | |
| 都市人口比率 | 28.3 % | |
| 農村人口比率 | 71.7 % | |
| 平均余命（全体） | 61.1 歳 | 2023 |
| 男性 | 58.9 歳 | |
| 女性 | 63.2 歳 | |

保健医療

| | | |
|---|---|---|
| 栄養不足蔓延率 | 13.1 % | 2023 |
| 乳児死亡率（1000 人当たり） | 44.8 人 | 2023 |

教育

| | | |
|---|---|---|
| 教育制度[4] | | |
| 初等教育年数 | 6 年 | |
| 義務教育年数 | 10 年 | |
| 成人識字率（全体） | 41.4 % | 2023 年 |
| 男性 | 48.4 % | |
| 女性 | 35.7 % | |

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-14)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) *World Social Protection Report*, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-14))に基づく。
[4] ブルキナファソの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（4 年間）、高校（3 年間）、大学（3 年間）。6 歳から就学する。2007 年教育基本法（Loi n° 013-2007/AN du 30 juillet 2007 portant loi d'orientation de l'éducation）（https://bop.bf/wp-content/uploads/la-loi-013-2007-AN-portant-loi-dorientation-de-l%C3%A9ducation.pdf (参照 2026-6-9)）に基づく。

| | | |
|---|---|---|
| 就学率 | | |
| 初等教育（総就学率） | | |
| 全体 | 77.2 % | 2024 年 |
| 男子 | 76.1 % | |
| 女子 | 78.3 % | |
| 中等教育（総就学率） | | |
| 全体 | 30.0 % | 2024 年 |
| 男子 | 26.8 % | |
| 女子 | 33.2 % | |
| 高等教育（総就学率） | | |
| 全体 | 10.0 % | 2024 年 |
| 男子 | 11.5 % | |
| 女子 | 8.5 % | |

雇用

| | | |
|---|---|---|
| 失業率（全体） | 5.1 % | 2024 年 |
| 男性 | 4.8 % | |
| 女性 | 5.6 % | |

## 1－2. 障害の定義と統計

### 1－2－1. 障害の定義

ブルキナファソでは、「障害者の保護と権利推進法」（2010）（Loi No. 012-2010/AN portant protection et promotion des droits des personnes handicapées）[5]の第 2 条で、障害者を「個人的もしくは社会的な基本の日常活動を行う能力及び、社会への包摂を制限するような、先天性かそうでないかを問わず、身体、精神、知的、感覚への永続的な機能障害（incapacités physiques, mentales, intellectuelles ou sensorielles）がある者」と定義している。ブルキナファソ政府が国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の障害者権利委員会へ提出した政府報告書（2018）（以下、「政府報告」と記す。）によると、2006 年の第 4 回国勢調査（Recensement. Général de la Population et de l'Habitation: RGPH）では障害者を「先天性かそうでないかを問わず、身体障害もしくは精神障害がある者」と定義し、上肢障害（handicap membres supérieurs）、下肢障害（handicap membres inférieurs）、精神障害（déficiences mentales）、視覚障害（aveugle）、聴覚・言語障害（sourd/muet）、その他障害の 6 種類に分類した。2019 年の第 5 回国勢調査では国連の障害統

[5] Government of Burkina Faso (2010), *Loi n° 012-2010/AN du 1er avril 2010, portant protection et promotion des droits des personnes handicapées*, https://www.un.org/development/desa/disabilities/wp-content/uploads/sites/15/2019/11/Burkina-Faso_Law-on-the-protection-and-promotion-of-disabled-persons.pdf (参照 2026-1-27)

計に関するワシントン・グループ質問紙セットの分類（見る、聞く、歩く、記憶する、自分の世話、コミュニケーションの 6 種類）が採用された[6]。

### 1－2－2. 障害に関する統計

2019年の第5回国勢調査では、障害者について年齢グループ別、機能障害別、男女別、居住地別、教育レベル別、経済レベル別等の項目でデータが収集された。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 障害者数（5 歳以上） | 180,956 人 | 全人口の 1.1 %[7] | 2019 年 |
| 男性 | 87,209 人 | | |
| 女性 | 93,747 人 | | |

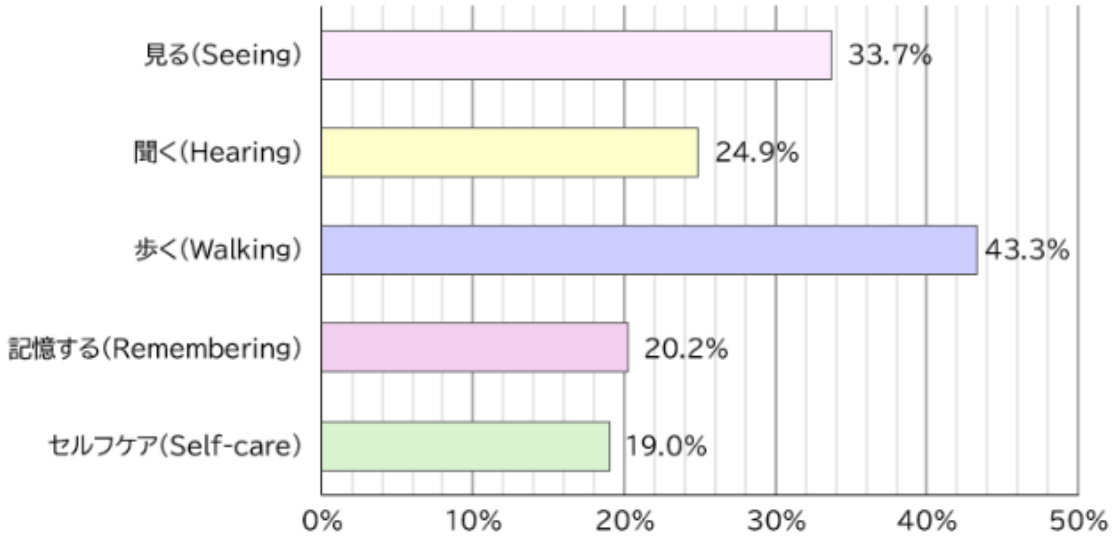



図 1 制限のある生活機能別の障害者割合[8]（5 歳以上）（2019）

最も割合が高いのは「歩く」であり、43.3%と他の項目を大きく上回っている。次いで「見る」が 33.7%、「聞く」が 24.9%と続く。一方で、「記憶する」は 20.2%、「セルフケア」は 19.0%と比較的低い割合にとどまっている。

出所：第 5 回国勢調査（2019 年）[9]を基に調査チームが作成

[6] https://www.washingtongroup-disability.com/fileadmin/uploads/wg/Documents/Country_Disability_Reports/WG_Country_Disability_Report-_Burkina_Faso_-_French__WG_09.30.2025_.pdf (参照 2026-1-27)

[7] Government of Burkina Faso (2019), *Cinquième Recensement Général de la Population et de l'Habitation du Burkina Faso (5e RGPH) Taux de Prévalence du Hándicap,* https://burkinafaso.opendataforafrica.org/jidkspf/taux-de-pr%C3%A9valence-du-handicap (参照 2026-1-27)

[8] 障害者全体に占める割合。

[9] Government of Burkina Faso (2019), *5e RGPH - Répartition de la Population Résidente Handicapée et Non Handicapée*, https://burkinafaso.opendataforafrica.org/wqdjpbe/r%C3%A9partition-de-la-population-r%C3%A9sidente-handicap%C3%A9e-et-non-handicap%C3%A9e (参照 2026-1-27)

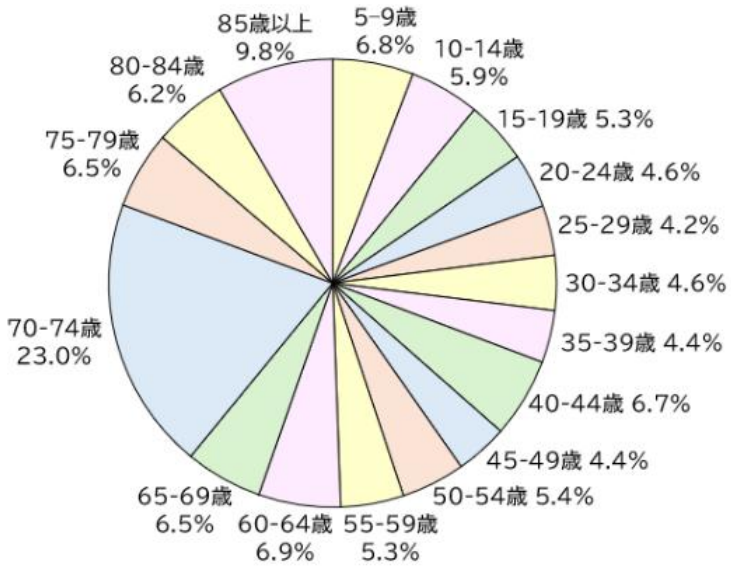



図 2 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2019）

最も割合が高いのは「70～74 歳」であり、23.0%と突出している。これに「85 歳以上」（9.8%）、「60～64 歳」（6.9%）、「5～9 歳」（6.8%）、「40～44 歳」（6.7%）などが続く。一方で、「25～29 歳」（4.2%）や「35～39 歳」「45～49 歳」（いずれも 4.4%）、「20～24 歳」「30～34 歳」（いずれも 4.6%）など、若年から中年層は比較的低い割合にとどまっている。

出所：第 5 回国勢調査（2019）[10]を基に調査チームが作成

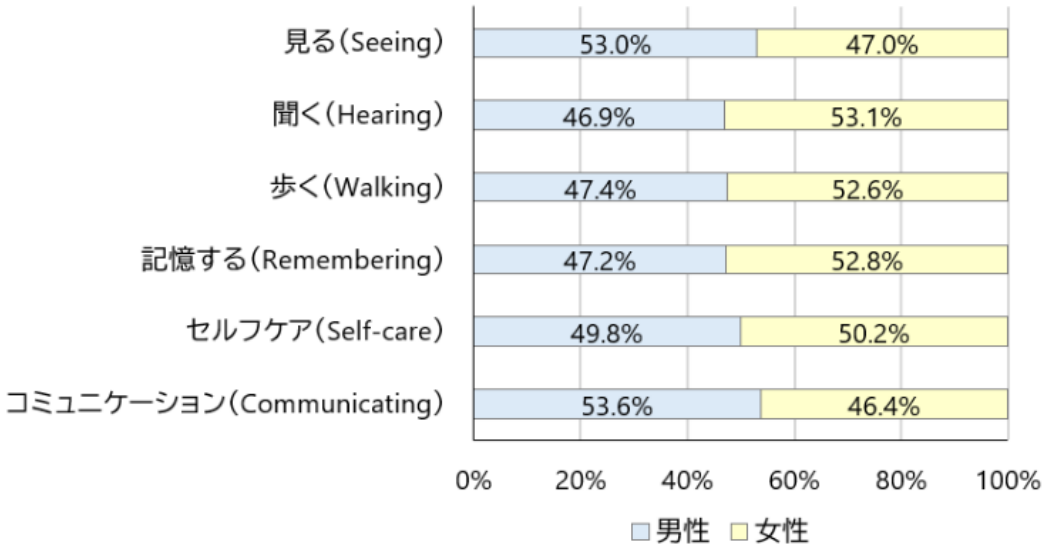



図 3 障害の性別割合（5 歳以上）（2019）

「見る」及び「コミュニケーション」では男性の割合がそれぞれ 53.0%、53.6%とやや高い。一方で、「聞く」、「歩く」、「記憶する」では女性の割合が、それぞれ 53.16%、52.6%、52.8%とやや上回っている。「セルフケア」は男性 49.8%、女性 50.2%とほぼ同程度である。

出所：第 5 回国勢調査（2019）[11]を基に調査チームが作成

[10] Government of Burkina Faso (2019) *5e RGPH -Taux de Prévalence du Hándicap*

[11] Government of Burkina Faso (2019) *5e RGPH -Répartition des Personnes Handicapées,* https://burkinafaso.opendataforafrica.org/wqdjpbe/r%C3%A9partition-de-la-population-r%C3%A9sidente-

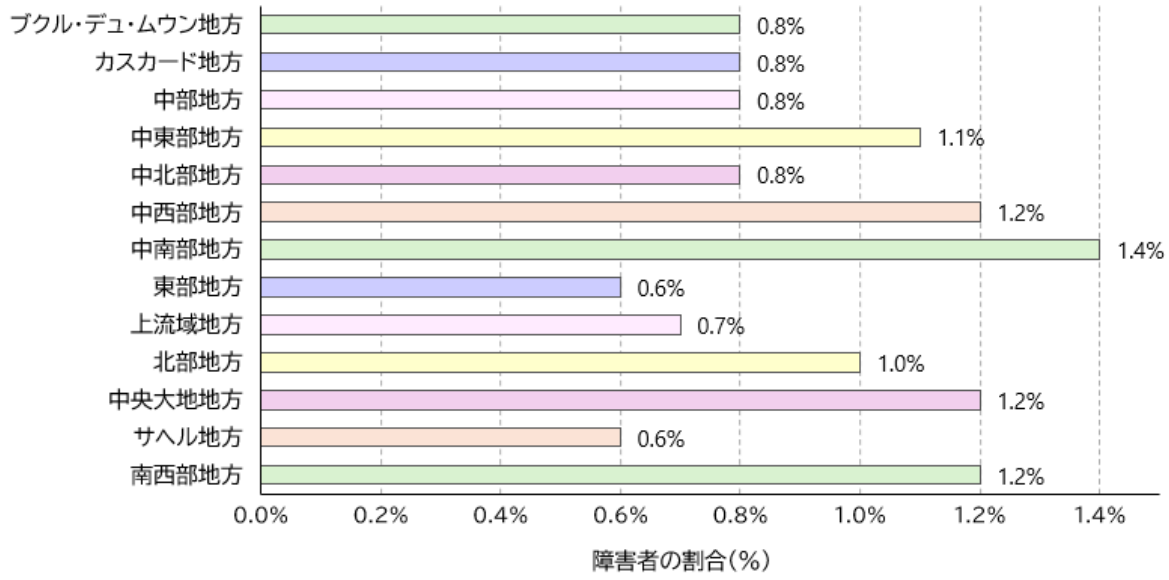



図 4 居住地域別の障害者割合(5 歳以上)(2019)

最も割合が高いのは「中南部地方」であり、1.4%となっている。これに「中西部地方」「中央大地地方」「南西部地方」がいずれも 1.2%で続き、「中東部地方」も 1.1%と比較的高い。一方で、「東部地方」及び「サヘル地方」は 0.6%、「上流域地方」は 0.7%と低い水準にとどまっている。また、「ブクル・デュ・ムウン地方」「カスカード地方」「中部地方」「中北部地方」はいずれも 0.8%で同程度の水準である。

出所:第 5 回国勢調査(2019)[12]を基に調査チームが作成

handicap%C3%A9e-et-non-handicap%C3%A9e (参照 2026-1-27)

[12] Government of Burkina Faso (2019), *5e RGPH -Taux de Prévalence du Hándicap,* https://burkinafaso.opendataforafrica.org/jidkspf/taux-de-pr%C3%A9valence-du-handicap、及び *Population du Burkina Faso par Région et Selon le Sexe en Milieu d'Année,* https://burkinafaso.opendataforafrica.org/iebcqme/population-du-burkina-faso-par-r%C3%A9gion-et-selon-le-sexe-en-milieu-d-ann%C3%A9e(参照 2026-1-27)

## 2. 障害関連政策

### 2－1. 障害関連行政制度

ブルキナファソの「障害者の保護と権利推進法」（2010 年法）では、社会活動・国民連帯省（Ministère de l'Action Sociale et de la Solidarité Nationale）を障害者カード（Carte d'invalidité）の発行責任機関として規定されているが、その他の行政機関の役割は詳細規定がない。実務運用は政令（décrets）によって具体的業務と各省庁役割が定められている。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 ブルキナファソにおける障害関連担当機関

| No. | 機関名 | 概要 |
|---|---|---|
| 1 | 障害者の保護と権利推進のためのマルチセクター国家評議会 (Conseil national multisectoriel pour la protection et la promotion des droits des personnes handicapées[13]) | 2012 年の政令（Décret n°2012-406/PRES/PM/MASSN/MEF/MS）で設置された、障害者の保護と権利推進のための国家的なマルチセクター評議会。CRPD 及び国内法（法 012-2010/AN）の実施・モニタリングの責任主体として位置づけられており、主な活動は下記のとおり。<br>・ 障害者の包摂に向けたアドボカシー活動<br>・ 障害者団体[14]及びその他の関係者への研修<br>・ 条約及び障害関連法の実施状況の監視<br>・ 障害者の権利の保護・促進のためのあらゆる措置の調整 |
| 2 | 社会問題・障害者・社会的排除撲滅担当国務長官（Secrétariat d'État chargé des affaires sociales, des personnes vivant avec un handicap et de la lutte contre l'exclusion） | 2018 年の政令第 2018-0272/PRES/PM/SGG-CM 第 31 条「政府構成員の責務に関する規定」に基づく国務長官レベルの官庁であり、障害政策全体の統括・政策実施の調整役と位置づけられている。責任内容は以下のとおり[15]。<br>・ 障害者及び社会的排除を受けている人々へのケアを提供する公的機関及び民間機関の運営の組織・監視・統制<br>・ 高齢者、障害者、疎外された人々等、困窮者の支援及び社会保障の促進<br>・ 高齢者、障害者、社会的排除を受けている人々の権利に関する国民への情報提供・啓発<br>・ 関係大臣との連携による、高齢者、障害者、その他の社会的弱者のための社会経済活動の促進 |

[13] 以下、「COMUD/Handicap」という。
[14] Organizations of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。
[15] S. A. Ngoutane Peyou, African Disability Rights Yearbook (2022), *Burkina Faso,* https://www.adry.up.ac.za/images/adry/volume10_2022/Burkina%20Faso%20country%20Report%202022.pdf（参照 2026-1-27）

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 家族・連帯省<br>（Ministère de la Famille et de la Solidarité） | ブルキナファソ政府の社会政策部門であり、主に女性の権利とジェンダー政策、家族政策、社会的弱者の保護、社会連帯政策、人道支援・社会保障等を担当する。障害者政策の中心機関の一つであり、障害者政策の策定、障害者向け社会サービスの提供、OPDとの連携、社会保障、国際条約の実施を担う。2026年1月の政府の省庁再編成により名称が変更。それ以前は人道支援・国家連帯省（Ministère de l'Action humanitaire et de la Solidarité nationale）であった[16]。 |
| 4 | 障害者の保護・権利推進局<br>（La Direction de la protection et de la promotion des personnes handicapées est chargée） | 家族・連帯省の管轄下にあり[17]、責任内容は以下のとおり。<br>・ 障害者の保護・権利の促進のための戦略策定、実施の確保<br>・ 障害者に有利な規制・立法措置に関する情報の発信<br>・ 障害分野で活動する非政府組織[18]、団体、その他の関係者との連携の促進<br>・ 障害者の保護と促進の分野における関係者の活動の監視・調整<br>・ 障害者のために活動する団体への助言・支援の提供 |
| 5 | インクルーシブ教育推進・女子教育・ジェンダー局<br>（Direction de la promotion de l'éducation inclusive, de l'éducation des filles et du genre : DPEIEFG）[19] | 基礎教育・識字・国語振興省（Ministère de l'Enseignement de Base, de l'Alphabétisation et de la Promotion des Langues Nationales）に属し、2018年1月10日付政令第2018-007/MENA/SG/DPEIEG第2条に基づき以下の責任を負う。<br>・ インクルーシブ教育、女子教育、ジェンダー平等の推進を支援するための様々な活動の調整。<br>・ 女子、障害児、社会的に疎外された子ども、脆弱な立場にある子どもの教育機関へのアクセス、在籍、学習の継続を促進するための戦略の策定。<br>・ インクルーシブ教育、女子教育、ジェンダー平等のモニタリングシステムの構築。<br>・ 女子、障害児、社会的に疎外された子ども、脆弱な立場にある子どもの就学に関する課題の分析に貢献する可能性のあるあらゆる活動の特定・推進。 |

[16] 2026年1月の政府の省庁再編成により名称が変更。https://newscentraltv.com/burkina-faso-reshuffles-cabinet-renames-key-ministries/, https://www.presidencedufaso.bf/wp-content/uploads/2024/10/CONSEIL-DES-MINISTRES-N%C2%B0033-DU-16-OCTOBRE-2024.pdf（参照 2026-1-27）

[17] https://newscentraltv.com/burkina-faso-reshuffles-cabinet-renames-key-ministries/（参照 2026-1-27）

[18] Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。

[19] https://gouvernement.gov.bf/conseil-des-ministres/conseil-des-ministres-du-jeudi-5-mars-2026-2（参照 2026-8-20）

| | | |
|---|---|---|
| | | ・　女子教育とジェンダー、障害児の教育、疎外と脆弱性に関する文書の収集・配布。 |
| 6 | 国家人権委員会（Commission Nationale des Droits Humains[20]） | 独立した立場で権利推進・保護を担当する政府機関(autorité publique indépendante)。2001年に設立。人権機関として、障害者差別の監視、国際人権条約の実施監視等から障害者の権利保護に関与している。 |

出所：政府報告（2018）を基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況

| | |
|---|---|
| 委員会名称 | COMUD/Handicap |
| 委員会メンバー | 13の政府省庁と7つの国家機関で構成されており、地方知事、社会活動担当の地方長官、地方自治体、慣習・宗教当局、OPD、技術・財政パートナーの代表者を含む機関と省庁で構成されている[21]。 |
| 役割と実施状況 | 障害者の権利の保護及び促進を統括する役割を持ち、上の表１に記載のとおりの各活動の責任主体である。年一回の定例会の開催が規定されており、特定の課題に対処するために個別の委員会が設置される[22]。実施状況については、本調査におけるオンライン文献調査や調査票調査では確認できなかった。CRPD の市民社会団体連合によるパラレルレポート[23]は、委員会メンバーの多く（79 名中 50 名）が行政機関からであり、議長及び副議長の職は社会活動・人権・保健を担当する大臣が自動的に務めている点から、行政上の独立性や財政上の自立性に問題があると指摘している。CRPD の総括所見（2024）は、同委員会の独立性、予算、及び機能が不十分であり、人権の促進及び保護に関する国家機関の地位に関する原則（パリ原則）に準拠することを勧告している[24]。 |

【地方政府行政】

ブルキナファソの行政区画は 17 地方（Région）、47 州（Province）、350 郡（Département）に

[20] 以下、「CNDH」という。
[21] United Nations “Burkina Faso – IMM situation”, https://www.ohchr.org/es/treaty-bodies/crpd/burkina-faso-imm-situation (参照 2026-1-27)
[22] Government of Burkina Faso (2012) *DECRET N° 2012-406/PRES/PM/MASSN/MEF/MS du 15 mai 2012 portant création, attributions, composition et fonctionnement du Conseil national Multisectoriel pour la protection et la promotion des Droits des personnes handicapées au Burkina Faso. JO N° 22 DU 31 MAI 2012*
[23] Coalition of OSC (2024) *CRPD Shadow Report on the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*
[24] *United Nations CRPD Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024) Concluding observations on the initial report of Burkina Faso, September 2024.*

区分され[25]、地方自治体には地方レベルの地方評議会と郡レベルのコミューン（Commune）がある。分権化政策により、中央省庁の政策を地域レベルで実施するために、各省は地方ごとに「Direction Régionale（地方局）」を設置している。

障害関連担当機関

| 機関名 | 概要 |
|---|---|
| 地域社会行動・国家連帯局（Direction Régionale de l'Action Sociale et de la Solidarité Nationale : DRASSN） | 家族・連帯省の地方出先機関であり、地方行政レベルで社会福祉、社会保護、障害者支援などを担当する[26]。障害者支援では、障害者の社会福祉サービス、支援機器・リハビリ支援、社会復帰支援等の活動を NGO、OPD、国際機関などと連携して行う[27]。 |
| 地域女性・ジェンダー促進局（Direction Régionale de la Promotion de la Femme et du Genre） | 家族・連帯省の地方出先機関であり、中央政府のジェンダー政策、女性の社会参加政策、社会的弱者支援を地方レベルで実施する役割を担う[28]。障害女性の社会参加、経済活動の支援を行う[29]。 |
| 地方評議会（Conseil régional） | 地方評議会は地方行政機関として地域開発、社会サービス、地域社会支援を担当する[30]。地方分権体制の下で、障害者の社会包摂や社会福祉政策を地域レベルで推進する役割を担っている[31]。 |
| コミューン（Commune） | 地方行政において最も基礎的な単位であり、地域住民に近いレベルで公共サービスや社会政策を実施する。障害者行政においても、社会サービスの提供や地域開発計画を通じて障害者の社会包摂を実現する役割を担う[32]。 |

[25] 2025 年 7 月 2 日に暫定立法議会が採択した法案に基づく。https://burkina24.com/2025/07/03/burkina-faso-le-nouveau-decoupage-repond-a-un-critere-fondamental-celui-de-la-defense-strategique-du-territoire/（参照 2026-3-10）
[26] Government of Burkina Faso (2011) *Decreto N° 2010-834/PRES/PM/MASSN du 31 décembre 2010 portant adoption du programme national pour la protection et la promotion de la famille 2011-2015.JO N° 11 DU 17 MARS 2011,* https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/natlex2/files/download/90587/BFA-90587.pdf（参照 2026-3-10）
[27] Government of Burkina Faso (2009) *Convention on the Rights of the Child, Third and fourth periodic reports of States Parties due in 2008 Burkina Faso*, https://clr.africanchildforum.org/pdf/burkina-faso-third-and-fourth-uncrc-sr_en.pdf, 及び Handicap International (2016) *Federal Information, Burkina Faso Country Card*, https://www.handicap-international.de/sn_uploads/country/2016-08_cc_burkinafaso_en_ok.pdf（参照 2026-3-10）
[28] https://www.action-sociale.gov.bf/ministere/structures（参照 2026-3-10）
[29] Handicap International (2016) *Federal Information, Burkina Faso Country Card*, https://www.handicap-international.de/sn_uploads/country/2016-08_cc_burkinafaso_en_ok.pdf（参照 2026-3-10）
[30] Institut National Democratique pour les Affaires Internationales (2006) *Cahier de la Conseillere de la Collectivite Territoriale*, https://www.ndi.org/sites/default/files/2071_bf_cahier_030106_fr.pdf（参照 2026-3-10）
[31] Government of Burkina Faso (2004) *Loi N° 055-2004/AN Portant Code General des Collectivites Territoriales au Burkina Faso,* https://faolex.fao.org/docs/pdf/bkf92244.pdf（参照 2026-3-10）
[32] 同上

## 2－2. 障害関連法令・政策文書

ブルキナファソ憲法（1991 年制定・2015 年改正）は第 1 条・第 2 条・第 4 条などにおいて、すべての市民の法の下の平等や基本的自由を保障している。障害者権利条約の政府報告（2020）によれば、憲法は「人種・出身・信条等に基づく差別を禁止」しており、障害も含む包括的な差別禁止の枠組に適合すると解されている。また、第 18 条（社会的・文化的権利）では、「障害のある人々への支援」を社会的・文化的権利の一部として明示している[33]。障害関連法律は以下のとおりであり、2010 年の「障害者の保護と権利推進法」が障害者関連の基本法である。

| | |
|---|---|
| 法律名 | 障害者の権利の保護及び推進法<br>（Loi No. 012-2010/AN portant protection et promotion des droits des personnes handicapées）[34] |
| 施行年 | 2010 年 |
| 概要 | 障害者の尊厳を守り、人権の保護と推進、保障及び基本的自由の平等な共有を保障するための基本法。全 6 章 58 条から構成されている。障害者カードの制度を設け（第 3 条）、保健、教育、職業訓練、雇用、交通、住居、文化、政治参加、社会福祉など幅広い分野で支援や優遇措置を受けられるようにしている。障害を理由とした差別（採用拒否や解雇など）を禁止し、違反には罰則を設けている。さらに、法律違反に対する罰則や、実施のための部門横断的な調整・監視・評価機関の設置も定めており、権利保障を制度的に進める枠組となっている。第 4 条以降に、障害者カード保持者に対する優遇措置を分野ごとに定めている（保健、教育、交通、インフラ、職業訓練、雇用、スポーツ・余暇・芸術、政治・公的活動への参加、社会的活動）。 |

「障害者の権利の保護及び推進法」の施行について分野ごとに詳細を定めた政令は以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| 法律名 | 保健と教育における障害者のための社会的措置にかかる政令<br>（Décret No. 2012-828/PRES/PM/MASSN/MEF/MS/MENA/MESS portant adoption de mesures sociales en faveur des personnes handicapées en matière de santé et d'éducation） |
| 施行年 | 2012 年 |
| 概要 | 2010 年の障害者の権利の保護及び推進法の第 4 条に基づき策定された実施規則の一つ。障害者カード保持者が保健・教育において受けられる下記の優遇措置について定めている。 |

[33] https://www.constituteproject.org/constitution/Burkina_Faso_2015 (参照 2026-1-27)
[34] https://social.desa.un.org/sites/default/files/migrated/15/2019/11/Burkina-Faso_Law-on-the-protection-and-promotion-of-disabled-persons.pdf (参照 2026-1-27)

| | |
|---|---|
| | ・　保健：低所得と認定された場合の基本的な医療サービス無料化、医療用品・支援機器の費用負担の軽減、低所得と認定されない障害者への医療用品・器具等の費用の減免措置[35]。<br>・　教育：授業料・登録料の無料化または減免、教材・移動支援用品の提供、優先的な入学機会、年齢制限の猶予、学習サイクル内での繰り返し許可、試験・評価の時間延長、及び公立教育機関施設バリアフリー設備の設置[36]。 |

| | |
|---|---|
| 法律名 | 雇用・職業訓練・交通における障害者のための社会的配慮に関する政令<br>（ Décret No.2012-829/PRES/PM/MASSN/MEF/MJFPE/MTPEN portant adoption de mesures sociales en faveur des personnes handicapées en matière d'emploi, de formation professionnelle et des transports）[37] |
| 施行年 | 2012 年 |
| 概要 | 障害者の権利の保護及び推進法第 4 条に基づき、障害者の雇用、職業訓練、交通分野の優遇措置を下記のとおり定めている。<br>・　職業訓練：低所得者と認定される障害者の職業訓練の無料化、低所得者ではない障害者の減免措置（25%または 50%割引）、職業訓練センターへの優先的な入学及び年齢・進級の配慮。<br>・　雇用：国・自治体での公務員採用試験や募集における優遇措置、障害者向けの雇用枠の設定（全体の 10%）。<br>・　交通：低所得者と認定される障害者の公共交通機関の運賃全額無料、低所得者ではない障害者の部分的な割引（25%または 50%）、移動支援機器の購入費 50%の補助。 |

| | |
|---|---|
| 法律名 | 障害者の雇用条件と職業訓練の条件の設定に関する政令<br>（Décret No. 2009-530/PRES/PM/MTSS/MASSN/MS portant fixation des conditions d'emploi et de formation professionnelle des personnes handicapées） |

[35] 政府報告（2020）
[36] Government of Burkina Faso (2016), *Quatrieme, Cinquieme et Sixieme Rapports Periodiques Cumules du Burkina Faso Sur la Mise en Œuvre de la Charte Africaine des Droits et du Bien-etre de l'Enfant pour la Periode de 2011 a 2015*, https://www.acerwc.africa/sites/default/files/2022-09/Burkina%20Faso%202nd%20Periodic%20report%20FR.pdf (参照 2026-1-27)
[37] Government of Burkina Faso (2012), *DECRET N°2012-829/PRES/PM/MASSN/MEF/MJFPE/MTPEN du 22 octobre 2012 portant adoption de mesures sociales en faveur des personnes handicapées en matière de formation professionnelle, d'emploi et des transports. JO N° 49 DU 06 DECEMBRE 2012*,
https://academiedepolice.bf/index.php/telechargement/category/47-national?download=97%3Ale-decret-portant-adoption-de-mesures-sociales-en-faveur-des-personnes-handicapees-en-matiere-de-formation-professionnelle-d-emploi-et-des-transports&utm（参照 2026-2-2）

| | |
|---|---|
| 施行年 | 2009 年 |
| 概要 | 労働法（Code du travail）第 40 条に基づき、障害者の雇用及び職業訓練へのアクセスについて下記を定めている[38]。<br>・　障害者に対する雇用差別の禁止、雇用クオータ（公務員および公的機関では 10%、従業員が 50 人以上の企業では 5%以上）の確保を義務とする。<br>・　職業訓練機関における障害者の参加資格の保障、職業訓練中の必要な配慮（合理的配慮）の提供、訓練参加条件の条件緩和。 |

| | |
|---|---|
| 法律名 | 労働法<br>（Loi No. 028-2008-AN portant Code du Travail）[39] |
| 施行年 | 2008 年 |
| 概要 | 労働者の権利保護、公正な労働条件の確保、労使関係の規制を目的とした包括的な労働法典。第 4 条では雇用・労働における障害を含むすべての属性に基づく差別を禁止している。第 40 条では障害のある労働者は職場において適切な配慮を受ける権利があるとしている。 |

| | |
|---|---|
| 法律名 | 教育枠組法<br>（Loi No. 013-2007/AN portant loi d'orientation de l'éducation）[40] |
| 施行年 | 2007 年 |
| 概要 | 教育制度全体の基本方針を定めている。6 歳から 16 歳までのすべての子どもに対して無償・義務教育を保障し、差別なしに教育機会を提供することを基本原則とし、障害児も対象であることを明記している。 |

| | |
|---|---|
| 法律名 | 危険、人道的危機及び 災害の防止と管理に関する枠組法<br>（Loi No. 012-2014/AN portant loi d'orientation relative à la prévention et à la gestion des risques, des crises humanitaires et des catastrophes）[41] |
| 施行年 | 2014 年 |
| 概要 | 自然災害、人道危機、その他危険の予防・準備・対応・救援・復旧を総合的に規定している。災害防止・管理において、すべての属性に基づく差別を |

[38] 政府報告（2020）
[39] https://www.refworld.org/legal/legislation/natlegbod/2008/fr/150619?utm（参照 2026-2-2）
[40] Government of Burkina Faso (2007), *Loi No. 013-2007/AN Portant loi d'Orientation de l'Éducation*, https://bop.bf/wp-content/uploads/la-loi-013-2007-AN-portant-loi-dorientation-de-l%C3%A9ducation.pdf (参照 2026-2-2)
[41] Government of Burkina Faso (2014) *Décret N° 2014-466/PRES du 02 juin 2014 promulguant la loi n° 012-2014/AN du 22 avril 2014 portant loi d'orientation relative à la prévention et à la gestion des risques, des crises humanitaires et des catastrophes JO N°35 DU 28 Août 2014* https://faolex.fao.org/docs/pdf/bkf139545.pdf (参照 2026-2-2)

| | |
|---|---|
| | 禁止しており、障害者権利法（2010）と合わせて、障害者・子ども・女性など脆弱者が優先されるべきであると解釈されている[42]。 |

| | |
|---|---|
| 法律名 | 全国民を対象とする医療保険制度にかかる法律<br>（Loi No. 060-2015/CNT portant régime d'assurance maladie universelle）[43] |
| 施行年 | 2015 年 |
| 概要 | 全国民を対象にした医療保険制度を設立するもの。加入・サービスの対象は「人種、国籍、性別、出身、既往歴」などによる差別なしに誰もが対象であると定めている[44]。 |

| | |
|---|---|
| 法律名 | 刑法（Code Pénal Loi No. 025-2018/AN portant Code Penal）[45] |
| 施行年 | 2018 年 |
| 概要 | 第 322 条第 2 項で、人種、民族、性別、宗教等に基づくあらゆる区別、制限、優遇などを「差別」と定義しているが、障害は明記されていない。国連への報告や人権委員会の資料などでは、刑法や刑事手続法・その他法制度において「すべての人に等しく適用される差別禁止」を含むとし、実務上は障害もこの「非差別」の対象に含まれるべきと扱われているものの、障害を明示するよう CNDH 等が提言している[46]。 |

障害者政策

| | |
|---|---|
| 政策名 | 障害者の保護・権利推進国家戦略<br>（Stratégie nationale de protection et de promotion des personnes handicapées。以下、「SN-3PH」という。） |
| 施行年 | 2012-2021 及び 2021-2025 |
| 概要 | 障害者の権利の保護及び推進法に定められた障害者の権利を推進し、社会的インクルージョンを実現するための国家戦略。COMUD/Handicap を中心に、関連省庁・OPD・国際機関・市民社会が参加して作成。2021-2025 年の戦略の主な柱（重点分野）は下記のとおり[47]。 |

[42] Government of Burkina Faso (2020), 政府報告（2020）
[43] Government of Burkina Faso (2016) *Loi N° 060-2015 /CNT portant régime d'assurance maladie universelle au Burkina Faso. Jo N°07 du 18 fevrier 2016* https://extranet.who.int/cpcd/sites/default/files/public_file_repository/BFA_Burkina-Faso_Loi-n-060-2015-CNT-portant-regime-d-assurance-maladie-universelle_2015.pdf（参照 2026-2-2）
[44] 政府報告（2020）
[45] Government of Burkina Faso (2018) Loi N°025-2018/AN portant Code Penal https://www.refworld.org/legal/legislation/natlegbod/2018/fr/122706（参照 2026-2-2）
[46] 質問回答（2024）
[47] https://bridgingthegap-project.eu/burkina-faso-advances-development-action-plan-implementation-national-disability-strategy/（参照 2026-2-2）

| | |
|---|---|
| | 1. 社会サービスと保護へのアクセス：障害者が健康・教育・社会保障などの基本的サービスにアクセスしやすくするための政策の整備。<br>2. 経済的エンパワメント：障害者の雇用促進や起業支援、所得創出機会の提供など、経済的自立を支える施策の計画。<br>3. 情報・啓発・能力強化：障害者本人やその家族・コミュニティ、政府関係者に対する啓発・情報提供の強化、障害に対する社会的理解の促進。<br>4. 参加と包摂的ガバナンス：障害者と OPD が戦略策定・実施・モニタリングの各段階で中心的に参加することを保証する仕組みの確立。<br>5. 多部門の連携・政策調整：各省庁や機関間での協働体制の構築、施策の整合性と持続可能な実装。<br>なお、CRPD の総括所見（2024）では、2012-2021 年の戦略は、実践的な行動計画及び十分な資源が確保されず実施されなかったこと、2021-2025 年の戦略における 3 年間の実施行動計画（2021-2023 年）も限定的にしか実施されていないことが指摘された。 |

| | |
|---|---|
| 政策名 | 国家経済社会開発計画<br>(Plan national de développement économique et social：PNDES)[48] |
| 施行年 | PNDES I：2016–2020、PNDES II：2021–2025 |
| 概要 | 政府の国家開発戦略であり、経済・社会・制度の改革を通じて持続的な経済成長、貧困削減、社会的包摂を実現することを目的としている。持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）と国家長期開発戦略を整合する形で策定されている。PNDES II では、障害者の社会・経済参加、インクルーシブ教育、ディーセントワークの保障、交通システム・公共空間のアクセシビリティ確保について言及している。 |

| | |
|---|---|
| 政策名 | 教育・訓練セクター計画<br>（Plan Sectoriel de l'Éducation et de la Formation : PSEF2017-2030）[49] |
| 施行年 | 2017-2030 |
| 概要 | インクルーシブ教育の段階的実装を掲げており、障害のある児童の特別支援／社会的・医療的ニーズへの対応、既存施設のバリアフリー化、教材・支援具の導入などを進めている[50]。 |

[48] Government of Burkina Faso (2021), *Plan National de Développement Economique et Social 2021-2025 (PNDES-II)*

[49] Government of Burkina Faso (2017) *Plan Sectoriel de l'Éducation et de la Formation：PSEF2017-2030*
https://www.globalpartnership.org/fr/node/document/download?file=document/file/2020-11-Burkina-Faso-plan-sectoriel-education-2017-2030.pdf（参照 2026-2-2）

[50] https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/burkina-faso/~inclusion（参照 2026-2-2）

| | |
|---|---|
| 政策名 | 国家社会保障政策<br>（Politique Nationale de Protection Sociale: PNPS） |
| 施行年 | 2013-2022、2024-2028 |
| 概要 | 社会保障を強化し、貧困・リスク・脆弱性に直面するすべての人々を支援するための包括的な政策枠組。障害者は「脆弱層（vulnerable groups）」の一部として明示的に扱われており、障害は生活のリスクや社会的排除の可能性が高い状態を表す属性として、保護対象のカテゴリーに含まれるとしている[51]。 |

| | |
|---|---|
| 政策名 | 労働・雇用・社会保障セクター政策<br>（Politique sectorielle Travail, Emploi et Protection sociale 2018-2027）[52] |
| 施行年 | 2018-2027 |
| 概要 | 国家社会保障政策（PNDES）の実施のためのセクター別政策であり、社会保障を強化し、貧困・リスク・脆弱性に直面するすべての人々を支援するための包括的な政策枠組。障害者を脆弱層の一部と明記し、雇用（障害者の雇用促進・職業訓練）、社会保障（社会扶助・社会サービス）、社会包摂（社会参加の促進）を政策分野に挙げている[53]。 |

## 2－3. 障害関連施策

### ① 保健医療

障害者の保護と権利推進法（2010）第 7 条で、低所得と認定された障害者（障害者カードの保持者）は公立医療機関での診察、検査、薬品、入院が無料と定められており、車いすや白杖など障害に応じた支援機器を無料で入手できる。低所得と認定されていない障害者も障害の程度に応じて医療費や支援機器の料金が割引になる。リハビリテーションに関しては、国立のベンチマークセンターであるブルキナ国立義肢装具センター（Centre national d'appareillage orthopédique du Burkina: CNAOB）を含む 43 のリハビリテーションセンターがあり、そのほとんどが理学療法、支援機器、又はその両方のサービスを提供している[54]。理学療法士、義肢装具士は海外で研修を受けていたが、国立公衆衛生学校（École Nationale de Santé Publique: ENSP）で 2020 年代初頭から理学療法教育プログラムの立ち上げが、ベルギー政府等の支援を

[51] https://www.social-protection.org/gimi/ShowCountryProfile.action%3Bjsessionid%3DBVrB1N9_iEgtEvpNFT2xtQ36-wNBQdUxXoUUaOdJJq6VOL6Imh46%212012212631?iso=BF&lang=PT（参照 2026-2-2）
[52] Government of Burkina Faso (2017) *Politique sectorielle Travail, Emploi et Protection sociale 2018-2027* https://www.social-protection.org/gimi/Media.action?id=18251（参照 2026-2-2）
[53] https://www.social-protection.org/gimi/ShowCountryProfile.action%3Bjsessionid%3DBVrB1N9_iEgtEvpNFT2xtQ36-wNBQdUxXoUUaOdJJq6VOL6Imh46%212012212631?iso=BF&lang=PT（参照 2026-2-2）
[54] 政府報告（2020）

受けて進められ[55]、2025 年 10 月、国内初となる理学療法士 21 名が養成課程を修了し、臨床現場に配属された[56]。

地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」という。）については、SN-3PH（2012-2021）の策定に世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」という。）等のガイドラインを参考にしており、2018 年時点では NGO との連携により国内 13 地方のうち 5 地方で CBR のパイロットプロジェクトが実施されたと報告されている[57]。2024 年の障害者権利委員会からの質問事項への政府回答（以下、「質問回答」と記す。）によると、啓発、スポーツやレジャー、モニタリング・レファラルなどの活動を含む CBR 計画が策定された[58]とのことであるが、本調査では詳細に関する情報は得られなかった。

障害者権利委員会は、2024 年に採択した総括所見において、障害者カードの取得が難しいため、障害者が無料または低料金で医療サービスを利用できていないことや、医療従事者の障害者権利に関する研修不足や偏見・認識不足、在宅ケアや早期発見のための研修の遅れを懸念している。その上で、障害者カード取得の条件簡素化、医療従事者への障害者権利・支援スキル研修の実施、在宅ケア研修の計画どおりの実施を勧告している[59]。

② 教育

障害者の保護と権利推進法（2010）では、教育に関して以下を定めている[60]。

- インクルーシブ教育をすべての教育レベルで基本とする。
- 障害のある児童・生徒の通学先は可能な限り自宅から最も近いところとする。
- 障害のある児童・生徒には、適切な補助（aides spécialisées）を与え適切な指導法で教育を行う。
- すべての学校は障害者が利用できるよう物理的に整備されなければならない。
- 障害のある児童・生徒には奨学金を供与する。
- 障害のある児童・生徒の試験の際、障害の性質に応じて回答時間の延長などを配慮すべきである。

ブルキナファソではインクルーシブ教育を基本としているが、複数の種類の学校が存在する[61]。女性・国家連帯・家族・人道行動省（Ministry of Women, National Solidarity, Family and Humanitarian Action：MFSNFAH）の監督下に置かれている特別センター（Specialized centers）

[55] 政府（保健省）とベルギー政府系団体 APEFE の支援プログラム（Programme de Renforcement des Capacités en Médecine Physique et Réadaptation）と連携して進められており、リハビリテーションと理学療法の専門家を育成することが狙い。
[56] https://www.africa-press.net/burkina-faso/photo/kinesitherapeutes-formes-localement-au-burkina-faso（参照 2026-2-2）
[57] 政府報告（2020）
[58] 質問回答（2024）
[59]総括所見（2024）
[60] 政府報告（2020）
[61] https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/burkina-faso/~inclusion#School%20organization（参照 2026-3-30）

では、身体障害、感覚障害、学習障害のある子どもや成人、または個人の適応や社会的統合に困難を抱える人々が通っており、学校制度および社会への再適応・再統合を目的としたリハビリテーションが行われている。

特別学校は、身体障害、学習障害、聴覚障害、視覚障害児に対して、障害特性に応じた教授法および教材を用いた分離型の教育を提供している。職員はそれぞれの障害特性に応じた専門的な訓練を受けている。具体例として、ワガドゥグーのグンギン（Gounghin）にある盲学校（Ecole des Jeunes Aveugles – School for Blind Youth）や、ガランゴ（Garango）にあるろう学校（École spécialisée des enfants sourds - the Special School for Deaf Children）が挙げられる。

インクルーシブ教育の段階的実装を進めている教育・訓練セクター戦略（2017-2030）では、通常の学校・高等教育・職業訓練環境での教育的・社会的ケア（prise en charge socio-éducative）の仕組みづくりや、教材・設備・教員研修などにより、障害児・者を特別枠としてではなく、教育制度全体の中で包み込む形の制度づくりを進めている。そのために、下記の具体的措置が挙げられている[62]。

- インフラの改修とアクセス改善：学校施設にアクセシビリティを確保する設備（建物のスロープ、車いす対応トイレ（special toilet）など）の設置。
- 教材・情報通信技術（Information and Communication Technology。以下、「ICT」という。）の整備：障害のある児童への特別教材（大文字教材、点字教材、音声教材）を用いた支援。
- 教員・支援者の能力強化：インクルーシブ教育を実施するための教員研修（教員養成校やNGO による補完的支援で提供）。
- データ整備・モニタリング指標：インクルーシブ教育の状況を数値で把握する指標を設定（農村部及び都市部における障害女児の就学率、障害児の受け入れ・支援割合、教員研修を受けた数、親・保護者への意識啓発実施数、学校内のアクセシビリティ改善件数（スロープ・教材支援等）、障害児支援サービスの提供件数など）。

2018 年に採択されたインクルーシブ教育の発展に関する国家戦略（2018-2022）に関しては、質問回答（2024）によると、制度上の困難に直面し全面的な実施に至らなかったものの、一部の計画された活動が開発パートナーによって実施された。2019 年には、安全保障と人道危機の状況下における教育を受ける権利の確保を目的とした「緊急事態における教育に関する国家戦略 2019-2024」が採択され、深刻な治安上の課題を抱える地域における男女の教育へのアクセス改善や、安全で保護された学習環境の提供の取組が行われた。具体的には、そのような地域での学校の建設・整備、避難民や脆弱な立場にある子どもたちのための補助金の配分、学校に通っていない子どもたちや未就学の子どもたちを就学させるための啓発キャンペーンが行われた。それにより、2023 年時点で障害のある国内避難民の生徒 8,990 人を含む国内避難

[62] https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/burkina-faso/~inclusion（参照 2026-2-2）

民の生徒 277,521 人が入学・再入学した[63]。

2022 年 12 月時点で通常学校に就学している障害児数は下表のとおりである。

表 2 通常学校に就学している障害児数（2022 年 12 月）

| | 男子 | 女子 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 就学前 | 1089 | 661 | 1750 |
| 小学校 | 31385 | 21427 | 52812 |
| 中学校 | 6100 | 7071 | 13171 |
| 合計 | 38574 | 29159 | 67733 |

出所：質問回答（2024）[64]を基に調査チームが作成

障害者権利委員会は、インクルーシブ教育の国家政策がすべての障害者をカバーしておらず、分離教育が続いていることや、国家戦略の実施不足、インクルーシブ教育を実施する学校の基準や指針の欠如、支援者の配置費用を家庭負担とする計画内容を懸念している。その上で、法律や国家戦略の見直し、包摂的学校の基準策定、教育施設の物理的・制度的アクセシビリティ確保など、質の高い包摂的教育の実現に向けた具体的措置を勧告している[65]。

③ ジェンダー（障害女性等）

ブルキナファソは 1987 年に女子差別撤廃条約に加入した。国家ジェンダー政策（Politique nationale genre）（2009）を基本とし、以下のジェンダー関連法律・政策がある[66]。

- 女性に対する暴力の防止、抑制、補償、被害者の支援に関する法律（Loi No. 061-2015/CNT portant prévention, répression et réparation des violences à l'égard des femmes et des filles et prise en charge des victimes）。
- 女子の保護と権利推進に関する国家戦略（Stratégie nationale de la protection et de la promotion des droits de la jeune fille 2017-2020）。
- 女子教育促進国家戦略（Stratégie nationale d'accélération de l'éducation des filles: SNAEF 2015-2021）。
- 女性の経済的エンパワメント総局（Direction générale de l'autonomisation économique de la femme）[67]を通じた、女性のエンパワメント統合プログラムの策定。
- 障害女性に対する無利子の貸付。
- COMUD/Handicap に、OPD の「ブルキナ障害女性団体国家連合」（Union nationale des associations des femmes handicapées du Burkina。以下、「UNAFEHB」という。）が参加。

[63] 同上
[64] 同上
[65] 総括所見（2024）
[66] 政府報告（2020）
[67] 家族・連帯省の女性の経済的自立を担当する部局。

国家ジェンダー戦略（2020–2024）（Stratégie nationale genre 2020-2024）は、ジェンダー政策の中期戦略である。障害女性を「特に脆弱な女性（groupes vulnérables）」として位置づけており、開発政策において障害女性の特別なニーズを考慮すること、社会サービスへのアクセス改善、暴力対策、経済的エンパワメント、意思決定への参加促進が重点分野として挙げられている[68]。障害者権利委員会は、障害女性・女児に対する複合的差別への配慮が政策上不十分であることや、意思決定への参加の不足、データの欠如を懸念している。その上で、交差的視点に基づく政策の見直し、当事者の意思決定への参画確保、データ収集の強化を通じた平等の推進を勧告している[69]。

④ 職業訓練、雇用、就労

障害者の権利の保護と推進法（2010）及び労働法（2008）は、障害を含むすべての属性に基づく差別を禁止している。雇用・職業訓練・交通における障害者のための社会的配慮に関する法令（2012）では、公務員採用において障害者に 10%のクオータを導入している[70]。従業員 50 名以上の民間企業では従業員数の 5%以上を障害者に割り当てることが求められている[71]。障害者の就労支援としては、職業訓練については国内 4 か所の職業訓練センターで障害者を対象にしているほか、起業支援などを目的とする以下の基金が存在し、障害者も対象に含まれている[72]。

- インフォーマルセクター支援基金（Fonds d'appui au secteur informel）
- 雇用促進支援基金（Fonds d'appui à la promotion de l'emploi）
- 青年のイニシアチブ支援基金（Fonds d'appui aux initiatives des jeunes）
- 職業訓練及び見習い支援基金（Fonds d'appui à la formation professionnelle et à l'apprentissage）
- 女性の収入創出活動支援基金（Fonds d'appui aux activités rémunératrices des femmes）
- 国家連帯基金（Fonds national de solidarité national）

第一次国家経済社会開発計画の 2020 年評価報告書によると、5,883 人の障害者が所得創出活動のための 10 億 3,060 万カナダ・フラン（CFAF）の資金援助を受け、100 人の若者が職業訓練を受けた[73]。また、国立運動障害者センター（Centre national des personnes handicapées moteur）や孤児保護協会（Association Manegré Nooma pour la protection des orphelins）、他 2 か所の職業訓練センターで障害者が就労する福祉作業所を運営している[74]。障害者権利委員会は、福祉作業所における障害者就労の継続による一般就労との分離の助長、雇用差別に対

[68] Government of Burkina Faso (2020), *Stratégie Nationale Genre 2020-2024*
[69] 総括所見（2024）
[70] 2017 年から 2023 年の間に、275 人の障害者が公務員として採用された。質問回答（2024）
[71] 質問回答（2024）
[72] 同上
[73] 同上
[74] 2022/23 年度には、推定 16 名の障害のある学習者が職業訓練学校及び技術訓練学校に在籍していた。質問回答（2024）

する救済手段の認知不足、クオータ制度の実効性の低さ、雇用施策への障害者の参画不足、並びに職業訓練や市場志向スキルの不足を懸念している。その上で、差別禁止に関する意識向上と救済制度の整備、保護雇用からインクルーシブな一般就労への移行、クオータ制度の実効的運用、障害者の意思決定への参画確保、並びに職業訓練・雇用・起業支援の強化を通じた就労機会の拡大を勧告している[75]。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

障害者カードを保持する障害者は前述のとおり、医療、教育、雇用、職業訓練、交通において優遇措置を受けることができる。実際の障害者カードの運用に関しては、認定に求められる医療証明書の取得費用が高額であること、行政手続の遅れ、制度の認知不足が指摘されており、障害者のうちカード保有者は約 4.91%と低い水準にあると言われている[76]。2018 年から 2022 年の間に交付されたのは合計 11,104 人に留まっている[77]。また、カード保有者が実際は優遇措置を受けられないことも指摘されている[78]。総括所見（2024）では、障害者カードの発行における評価基準について、CRPD が確立した障害の人権モデルに適合していないことが指摘されている[79]。

障害者のための特別な社会保障制度はなく、民間セクターは国家社会保障基金（Caisse nationale de sécurité sociale）、公務員は公務員退職自立基金（Caisse autonome de retraite des fonctionnaires）へ労働者が保険料を支払うことで、年金や労働災害に備えることができるとされている（健康保険は含まれていない）。2009 年に策定された中期戦略では、2006 年制定の社会保障法の下で 2020 年までに人口の 90%をカバーすることを目標としていたが[80]、2019 年の時点での加入率は 3%程度と非常に限定的である[81]。また、2020 年 6 月から 7 月にかけて世界銀行が行った調査[82]によれば、健康保険の加入率は 6.6%であった。

障害者権利委員会は、社会サービスの利用に必要な障害者カードの保有者が限られており、取得手続や認定における障壁が存在すること、また国家の社会保障制度が障害に関連する追加費用を十分にカバーしていないことを懸念している。その上で、障害者カードの取得手続の簡素化とアクセス向上（認定基準や証明負担の緩和を含む）を図るとともに、社会保障制度において障害特有のニーズや追加費用を考慮し、水や住宅を含む基礎的サービスへの実質的ア

[75] 総括所見（2024）
[76] https://burkina24.com/2021/02/11/carte-dinvalidite-au-burkina-faso-le-sesame-de-la-desillusion/、https://cndhburkina.bf/carte-dinvalidite-et-inclusion-socio-professionnelle-la-cndh-mene-la-reflexion-avec-les-acteurs-pour-une-effectivite-des-droits-des-personnes-handicapees/（参照 2026-2-4）
[77] Government of Burkina Faso (2023), *Voluntary National Review 2023: Burkina Faso Report, High-Level Political Forum on Sustainable Development (HLPF), United Nations*
[78] 同上
[79] 総括所見（2024）
[80] https://www.issa.int/gp/161992（参照 2026-2-4）
[81] https://bti-project.org/fileadmin/api/content/en/downloads/reports/country_report_2024_BFA.pdf（参照 2026-2-4）
[82] 「ブルキナファソにおける新型コロナ感染症の社会経済的インパクトにかかる電話調査」（The Socio Economic Impacts of COVID-19 in Burkina Faso: Results from a High Frequency Phone Survey of Households Round 1（2020 年 8 月）。https://documents1.worldbank.org/curated/en/492101598297943489/pdf/The-Socio-Economic-Impacts-of-COVID-19-in-Burkina-Faso-Results-from-a-High-Frequency-Phone-Survey-of-Households.pdf

クセスを確保することを勧告している[83]。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

障害者の保護と権利推進法の第 16 条と第 18 条において、道路、鉄道、航空、バスなど交通機関はすべて障害者がサービスを利用できるための適切な措置やアクセスを容易にするための整備を規定している。また、同法第 21 条から第 25 条で、公共性のある建築物（民間のものを含む）には手すりやスロープの設置が義務付けられ、受付窓口なども障害者がアクセスできるような設計にすることが求められている。これに違反すると 5 万～10 万西アフリカ CFA フラン（約 1 万 4,000 円～2 万 8,000 円）[84]の罰金が科される[85]。

都市計画及び建設法に関する法律（Loi No. 017-2006/AN du 18 mai 2006 portant Code de l'Urbanisme et de la Construction au Burkina Faso）第 34 条では、居住用集合建築物、職場、公共建築物、教育施設、保健・医療施設については障害者のアクセスを容易にするよう建築設計するべきと規定している[86]。

障害者委員会は、アクセシビリティに関する法制度の適用範囲や実施の不十分さにより、特に農村部において、建物、交通、水・衛生、公共サービス等へのアクセスに障壁が残っていること、実施計画に対する予算不足、建築・設計分野の専門家に対する意識向上や研修の不足を懸念している。その上で、アクセシビリティの現状把握のための調査実施、関連法の厳格な執行と監視、建設分野の専門家に対する研修・意識向上の強化を通じて、包括的なアクセシビリティの向上を図ることを勧告している[87]。

⑦ 情報アクセシビリティ

障害者の保護と権利推進法の第 39 条において、すべての障害者はオンライン・印刷物及び視聴覚による公共コミュニケーションサービスを受ける権利を有すると規定しており、機能障害があっても情報が得られるように様々な媒体（ウェブサイト、印刷物、オーディオビジュアルサービスなど）の整備が必要としている。また、選挙制度のアクセシビリティに関する規定では、選挙の手続、設備及び資料は障害者に適した形で提供することを定めている。

電子コミュニケーションネットワーク・サービス基本法（2008 年、Loi No. 061-2008/AN portant réglementation générale des réseaux et services de communication électronique au Burkina Faso）では、情報のユニバーサルサービス（すべての人に届くこと）を基本とし、障害者など情報へのアクセスが困難な人々のための対応を求めている[88]。

質問回答（2024）では、国営ラジオ・テレビ局が聴覚または視覚障害に対応する措置として、ブルキナ放送公社（Radiodiffusion Télévision du Burkina。以下、「RTB」という）のニュース、その他の

[83] 総括所見（2024）
[84] 1CFA= 0.280880 円（JICA2025 年 3 月為替レート www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/consul_g/__icsFiles/afieldfile/2026/03/04/2025rate202603.pdf）
[85] 政府報告（2020）
[86] 同上
[87] 総括所見（2024）
[88] 同上

番組、主要イベントの報道を手話で伝える手話通訳者 4 名の養成、視覚障害者用の音声解説の提供、RTB によるアクセシブルな視聴覚資料の提供、高等職業学校の生徒に対する手話及び点字の訓練などの取組が報告されている[89]。一方、障害者がアクセス可能な形式での情報提供は十分ではなく、視聴覚メディア及び主要行事の放送における手話通訳の提供は義務付けられていないことから、総括所見（2024）では、テレビ・メディアサービス及び行政情報を含むすべての公共情報について、すべての障害者にとってアクセス可能であるコミュニケーション形式の使用を確保するために、立法措置及び政策措置を含む必要なすべての措置を講じることや、すべての公共及び民間のテレビ局に対し、特にニュース番組や国家行事の放送において手話通訳を提供することを義務付けること、デジタルアクセシビリティ基準の整備を勧告している[90]。

⑧ 防災

障害者の保護と権利推進法の第 46 条において、「危険、紛争、人道的危機及び自然災害の状況における障害者の保護及び安全は、女性及び児童と同様に、優先的に確保されなければならない」と規定している[91]。一方、実際には緊急事態及び危険な状況において、障害者に与えられる保護は、障害のない人々に与えられる保護と同じであるため、支援の全般的な遅延及び不十分さにより人道支援の限界に直面し続けていることが指摘されている[92]。政府は 2023 年 8 月 31 日の「障害者の人道活動への包摂に関する憲章（Charter on Inclusion of Persons with Disabilities in Humanitarian Action）」への署名や、障害者を含む国内避難民データベースの導入により障害者に対する支援を促進している。また、2023 年 6 月に策定された国内避難民とホストコミュニティの復興のための国家戦略（2023-2027）（Stratégie nationale de relèvement des personnes déplacées internes et des communautés d'accueil 2023-2027）では、人道支援を包摂的なものとし、支援における障害者のニーズへの配慮や障害のある国内避難民を優先した物資の提供などが掲げられている[93]。

障害者権利委員会は、すべての障害者、特に知的障害、精神障害及び発達障害（neurodivergent）のある人々が、わかりやすい版、点字、手話などを含むアクセシブルな情報及びコミュニケーション手段にアクセスできるよう確保することを勧告している[94]。

[89] 質問回答（2024）
[90] 総括所見（2024）
[91] 同上
[92] United Nations (2019) *CRPD Rapport Alternatif de la Coalition des Osc Sur La Mise En Œuvre de la Convention Relative Aux Droits des Personnes Handicapees*
[93] 質問回答（2024）
[94] 総括所見（2024）

## 3. 国際条約及び国際協力等の実績

### 3－1. CRPD 批准による対応状況

ブルキナファソは 2009 年 7 月 23 日に CRPD 及び選択議定書（Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を批准した。政府報告は 2018 年 11 月 30 日に障害者権利委員会に提出し受理された。パラレルレポートは、3 団体より提出されている（「市民団体の連合体」（Coalition des organisations de la société civile）（2019 年及び 2024 年）、「児童へのあらゆる体罰を撲滅する国際イニシアチブ」（Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children）（2020）、CNDH（2020））。障害者権利委員会から 2020 年 9 月 17 日に質問事項が提示され、ブルキナファソ政府からの回答が 2024 年 2 月 5 日に提出された。その後障害者権利委員会からの総括所見は 2024 年 9 月 30 日に提出された。

次回の政府報告の提出期限は 2036 年 9 月 30 日であり、障害者権利委員会との対話及び総括所見の採択は 2039 年 3 月 31 日頃に予定されている[95]。

### 3－2. マラケシュ条約実施状況

ブルキナファソ政府は 2017 年 7 月 31 日付でマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）の批准書を世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization。以下、「WIPO」という。）に提出した。この批准により、同条約はブルキナファソに対して 2017 年 10 月 31 日付で発効している[96]。著作権に関する国内法は「文学的芸術的財産法」（2019 年）（Loi No.048-2019 portant protection de la propriété littéraire et artistique）であり[97]、著作権を司る国内機関は文化芸術観光省（Ministère de la Culture, des Arts et du Tourisme）傘下のブルキナ著作権局（Bureau Burkinabè du Droit d'auteur）（1983 年設立）である[98]。マラケシュ条約公認機関については、WIPO の公認機関（Authorized Entity）リストにブルキナファソの機関は掲載されていない[99]。他国との著作物共有に関しては、アクセシブル書籍連合体（Accessible Books Consortium）によるアクセス可能な形式で書籍が交換できるグローバル・ブック・サービス（Global Book Service）の参加団体リストにブルキナ視覚障害者団体連合（Union Nationale Des Associations Burkinabé pour la Promotion des Aveugles et Malvoyants。以下、「UNABPAM」という。）が掲載されている[100]。政府は、OPD と協力し、条約のオーナーシップを高めるため、マラケシュ条約及びブルキナファソにおけるアクセシブルな情報通信技術に関するガイドを作成した。また、ブルキナファソは、国際視覚障害者教育評議会の加盟国として、視覚障害者の印刷物及び出版物へのアクセスの向上に取り組んでいる[101]。

---

[95] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/MasterCalendar.aspx?Treaty=CRPD（参照 2026-2-5）
[96] https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/notifications/details/treaty_marrakesh_32（参照 2026-2-5）
[97] https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19510（参照 2026-2-5）
[98] https://bbda.bf/（参照 2026-2-5）
[99] https://www.wipo.int/en/web/marrakesh-treaty/authorized-entities（参照 2026-2-5）
[100] https://www.accessiblebooksconsortium.org/en/web/abc/globalbooks#B（参照 2026-2-5）
[101] 質問回答（2024）

### 3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

PNDES は経済成長、社会開発、貧困削減を目的とする国家開発戦略であり、SDGs と整合する形で設計されている。この計画を通じて、教育、保健、社会保護、雇用などの分野で SDGs が実施される体制にある。障害者政策に関しては、障害者の保護・権利推進国家戦略は CRPD の原則に根ざし、SDGs アジェンダを指向している[102]。

ブルキナファソは SDGs の進捗を国連に報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review）を 2019 年、2023 年に実施している。OPD からのレビューに関するインプットが附属書 2 に添付されているものの、報告書の本文ではまったく参照されておらず、障害者政策について分析が十分になされていない点が OPD から指摘されている[103]。

また、ブルキナ障害者の権利推進団体連盟（Fédération Burkinabè des Associations pour la Promotion des Personnes Handicapées。以下、「FEBAH」という。）が、西アフリカ地域の障害者団体連盟(Fédération Ouest Africaine des Associations de Personnes Handicapées: FOAPH)とアフリカ障害フォーラムの協力の下、SDGs（ゴール 3、4、5、10、16）と CRPD との関連性を明らかにすることを目的として、報告書を 2023 年に作成している。同報告書では、障害者の性と生殖に関する医療へのアクセス（SDG3）、インクルーシブ教育（SDG4）、障害女性の政治参加（SDG5）、雇用・社会統合（SDG10）、司法制度（SDG16）などが課題として扱われている[104]。

### 3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

ブルキナファソは 1987 年に女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）に条約当事国として加入した。2017 年に CEDAW 委員会から提出された最新の総括所見では、障害のある女性と女児の司法、政治・公共生活、教育、収入創出活動、性と生殖における健康と権利に関わる医療・支援サービスへの効果的なアクセスに関する戦略の策定・実施、障害のある女性と女児、アルビニズムの女性に対する否定的な態度を変える啓発活動・侵害行為の加害者への厳罰化が勧告されている[105]。

子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）には 1990 年に批准した。CRC 委員会からの最新の総括所見（2010）は、障害児に関するデータ収集の強化、差別の撲滅、情報へのアクセスの改善、適切な医療・教育・就労機会へのアクセスの改善について勧告している。

障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約（ILO 第 159 号条約）については、1989 年に

---

[102] Bridging the Gap Project (2021) *Final Report – Narrative Section Burkina Faso* https://www.aics.gov.it/wp-content/uploads/2023/09/Report-Burkina-Faso-AICS-1.pdf（参照 2026-3-10）

[103] https://www.includovate.com/disability-mainstreaming-burkina-fasos-missed-opportunities-in-sdg-reporting/（参照 2026-3-10）

[104] Fédération Burkinabè des Associations pour la promotion des Personnes Handicapées (2023) *Rapport De La Mise En Œuvre Des Objectifs De Développement Durable (ODD) Conformément À La Convention Relative Aux Droits Des Personnes Handicapées (CDPH)*

[105] UN CEDW (2017), *Concluding observations on the seventh periodic report of Burkina Faso*

批准している[106]。2025 年までに条約の履行状況を実質的に審査・評価する条約勧告適用専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations: CEACR）より履行状況に関する所見や要請は採択されていない[107]。

アフリカ連合が、CRPD の原則を維持しつアフリカ独自の文脈を反映させた障害者の権利に関する条約であるアフリカ人権憲章に基づく障害者の権利プロトコル（African Disability Protocol: ADP。2018 年採択、2024 年発効）については、ブルキナファソは 2019 年に署名しているが、2025 年時点では批准していない[108]。

## 3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[109]

【無償資金協力】（障害主流化を促進する主な事業）[110]

- 第二次中学校校舎建設計画（2017）
- 中学校校舎建設計画（2015）

【草の根・人間の安全保障無償資金協力】

- 北部地方ヤテンガ県ウラ市小学校 4 校への井戸及び学校菜園整備計画（2020 年）
- 中央地方カディオゴ県パブレ市バンダトエガ村産科棟建設計画（2020 年）
- 北部地方パソレ県ヤコ市ラグンダ村小学校建設計画（2020 年）
- ジニアレ市ろうあ者再教育センター拡充計画（2010 年）[111]

• 他ドナー

【国際機関】

国連児童基金（United Nations Children's Fund：UNICEF）

- 子どものための人道支援（Humanitarian Action for Children）（2020–）（受益者に障害者が少なくとも 15%含まれる。）[112]
- インクルーシブ教育プログラム（Inclusive Education Programme）（2017–）（PSEF 2017–2030 と連動、Humanity & Inclusion と協力）[113]
- セカンドチャンススクール（Second Chance School）（2024-）（少なくとも 3%の障害児を

[106] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000%3A11200%3A0%3A%3ANO%3A11200%3AP11200_COUNTRY_ID%3A103033&（参照 2026-3-10）
[107] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:13201::::13201:P13201_COUNTRY_ID:103033（参照 2026-3-10）
[108] https://www.chr.up.ac.za/latest-news/28-units/dru-unit/4157-status-of-ratification-on-the-protocol-to-the-african-charter-on-human-and-peoples-rights-of-the-rights-of-persons-with-disabilities-in-africa（参照 2026-3-10）
[109] JICA（2025）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』
[110] 同上
[111] www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai_kankei/oda_chousa/h25/pdf/2-3.pdf (参照 2026-3-24)
[112] https://www.unicef.org/media/169131/file/2025-HAC-Burkina-Faso.pdf(参照 2026-3-10)
[113] https://www.unicef.org/burkinafaso/recits/le-handicap-daminata-nest-pas-une-barriere-pour-lecole (参照 2026-3-10)

含む)[114]

- 資格取得を目的としたモジュール式職業訓練及び就業・起業支援（Formation Modulaire Qualifiante et d'appui à l'installation）(2023-)（不安定な治安の影響を受けた若者向けモジュール式職業訓練）[115]
- 若者及び女性のエンパワメントプログラム（Youth and women empowerment programme）(2025-)（デンマークが資出。）[116]
- 障害インクルージョン国連ボランティア（Disability Inclusion UN volunteer）(2024- )[117]

世界保健機関（World Health Organization: WHO）

- リハビリテーション 2030 イニシアチブ（Rehabilitation 2030 Initiative）(Burkina Faso) (2019–)（政策・制度強化）[118]
- 保健システム強化及びマルチセクター型 HIV／エイズ対策プログラム（Burkina Faso-Health System Strengthening & Multisector HIV/AIDS Program）(2021–2025)（ユニバーサルヘルスカバレッジの制度強化）[119]

世界銀行（World Bank）

- 障害児の教育改善(2021-2024)[120]

【二国間・多国間ドナー】

欧州連合（European Union: EU）

- 格差解消プロジェクト第 2 期（Bridging the Gap II）(2017–2021)（障害者の包摂を強化）[121]
- ブルキナファソ（サヘル地域）及びニジェール（ティラベリ地域）の国境地域における脆弱な人々のレジリエンス及び社会的結束の強化（RECOSA – Strengthening the resilience and social cohesion of vulnerable populations in the cross-border regions of Burkina Faso (Sahel region) and Niger (Tillabéry region)）(2019–2024)（国境地帯の脆弱層支援）[122]

[114] https://www.unicef.org/burkinafaso/en/node/1791(参照 2026-3-10)
[115] https://www.unicef.org/burkinafaso/recits/nassiratou-au-del%C3%A0-des-limites (参照 2026-3-10)
[116] https://www.unicef.org/burkinafaso/recits/jeanine(参照 2026-3-10)
[117] UNICEF (2025), *UNICEF Burkina Faso Annual Report 2024*
[118] https://www.who.int/initiatives/rehabilitation-2030(参照 2026-3-10)
[119] https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/682751468226776530(参照 2026-3-10)
[120] https://thedocs.worldbank.org/en/doc/8557ee3cd6421321d9481a884caebd4f-0360012025/original/JSDF-FY25-result-stories-Burkina-Faso-JA.pdf(参照 2026-3-10)
[121] https://www.iddcconsortium.net/our-work/our-projects/bridging-the-gap-ii/(参照 2026-3-10)
[122] https://international-partnerships.ec.europa.eu/news-and-events/events/infopoint-conference-disability-inclusive-livelihoods-2024-11-21_en(参照 2026-3-10)

フランス開発庁（Agence Française de Développement: AFD）

・ メンタルヘルス及びインクルーシブ教育・職業訓練支援（2024-2027）[123]

【国際 NGO】

ライト・フォー・ザ・ワールド（Light for the World）

・ 2004 年からブルキナファソの各地で障害者の社会包摂（視覚障害支援、インクルーシブ教育、経済的エンパワメント）に取り組む[124]。

クリスチャン・ブラインド・ミッション（Christian Blind Mission：CBM)

・ 2013 年から基本的ニーズ（食料・生活支援）、医療（包括的ヘルスケア、白内障手術、リハビリテーション）、障害者を排除しない人道対応、インクルージョン推進のための政策対話・アドボカシーなどの活動を実施[125]。

ヒューマニティ＆インクルージョン（Humanity & Inclusion：HI）

・ 障害者の権利、地域リハビリテーション、医療・リハビリ専門家への研修、インクルーシブ教育支援、サヘル地域の脆弱層支援、国内避難民の人道支援、人道対応の障害者インクルージョン強化などに取り組んでいる[126]。

プラン・インターナショナル（Plan International）

・ 障害児や障害女児、中途退学を経験した子どもなど、弱い立場に置かれた子どもも含め、誰もが質の高い初等・中等教育を受けられるようインクルーシブ教育の推進などに取り組んでいる[127]。

[123] https://www.afd.fr/fr/actualites/juillet-2022-afd-soutient-31-nouveaux-projets-osc-francaises（参照 2026-2-5）
[124] https://www.light-for-the-world.org/our-work/project-countries/burkina-faso/（参照 2026-3-10)
[125] https://www.africa-press.net/burkina-faso/photo/inclusion-des-personnes-vivant-avec-un-handicap-long-cbm-global-presente-son-plan-strategique-2023-2027（参照 2026-2-5）
[126] https://www.hi.org/en/country/burkina-faso（参照 2026-2-5）
[127] https://www.plan-international.jp/activity/country/cop_burk/（参照 2026-3-24）
プラン・インターナショナルによる障害のある国内避難民に関する支援動画（日本語字幕あり（https://youtu.be/flW7hj-gkUA?si=N_ps-mlZnXTN5xUZ）

# 4. 障害関連団体の活動概況

## 4－1. 障害当事者団体の活動概要

| 団体名 | 概要 |
|---|---|
| ブルキナ障害者の権利推進団体連盟<br>（ Fédération Burkinabè des Associations pour la Promotion des Personnes Handicapées : FEBAH） | 国内全土の OPD を統合する、最大の障害者団体連合／ネットワーク。身体、感覚、知的など様々な障害の団体が加盟している。アドボカシー活動、権利促進、インクルージョン政策対話、そしてネットワーク構築を通して、国レベル及び地域レベルで OPD の発言力を強化している。2024 年 12 月には下記全国障害者団体ネットワーク[128]との連携でブリーフィング（記者会見）を実施し、国内で採択されている障害者の権利関連規定が実際には十分に適用されていない現状を訴えるなど、権利擁護活動を行っている[129]。 |
| 全国障害者団体ネットワーク<br>（ Réseau National des Organisations des Personnes Handicapées : ReNOH） | ブルキナファソの OPD の 2 つの主要な全国連盟の 1 つ。FEBAH 内部の紛争を経て、2012 年に設立。様々な行政レベル（市町村、州、地域）の様々な OPD の調整機関として機能している（FEBAH に比べて活動範囲と会員数が少なく、活動は首都周辺に集中している）。FEBAH とともに、ブルキナファソの障害者の全国的な代表及びアドボカシー団体として機能することを目的としている。 |
| ブルキナ全国障害女性団体連合<br>（ Union Nationale des Associations des Femmes Handicapées du Burkina : UNAFEHB） | 障害女性と女児の権利、エンパワメント、インクルージョンの促進を目指す代表的な組織。2003 年 4 月に設立され、ブルキナファソ全 45 州にまたがる約 60 の加盟協会を統括する全国統括組織として機能している。国家開発及び人道支援プロジェクトにおいて、障害とジェンダーの視点を取り入れることを提唱。CBR などのアプローチを通じた教育・雇用・医療サービスへのアクセス向上、組合員の経済的エンパワメントに取り組む。 |
| ブルキナ人権運動<br>（ Mouvement Burkinabe des Droits de l'Homme: MBDHP） | 国内非政府人権団体であり、人権と基本的自由の促進、保護、擁護を目的として 1989 年に設立。世界人権宣言（1948 年）及びアフリカ人権憲章（1981 年）に基づいている。権利と市民的自由に関する国民の意識向上、権利侵害の被害者に対する法的支援・司法援助・アドボカシー、 |

[128] Réseau National des Organisations des Personnes Handicapées。以下、「ReNOH」という。
[129] https://www.africa-press.net/burkina-faso/photo/des-organisations-de-personnes-handicapees-demandent-lapplication-reelle-des-textes-les-concernant（参照 2026-2-5）

| | |
|---|---|
| | 人権侵害の監視及び記録、紛争予防・平和構築・啓発、公共政策及び人権に関するアドボカシー活動など。地域支部や草の根組織を通じてブルキナファソ全土で活動している[130]。 |
| ブルキナ全国視覚障害者団体連合<br>（UNABPAM） | 視覚障害者の権利と社会参加を促進する全国規模の組合。1979 年に設立、本調査時点で国内 45 州のうち 30 州に 65 の加盟団体がある。視覚障害者に関する啓発、視覚障害者の職業訓練、視覚障害のある若者の教育・就学支援、スポーツ・文化活動への参加促進などに取り組む[131]。 |
| ブルキナ全国聴覚障害者団体連合<br>（ Union Nationale des Associations des Déficients Auditifs du Burkina : UNADAB） | 聴覚障害者の当事者団体であり、聴覚障害者の人権、教育と識字、手話研究、路上生活を送る聴覚障害児の支援、職業訓練と雇用の促進、CBR、リプロダクティブヘルス、文化・スポーツ活動などの活動を実施している[132]。 |
| 脳症の子どもを持つ親と友人の会<br>（ Association des Parents et Amis d'Enfants Encéphalopathes : L'APEE） | 1988 年に設立された知的障害・発達障害のある子どもの親と支援者による団体。インクルーシブ教育・特別支援教育のスクールプログラムの運営、社会的支援・イベント開催、啓発活動などを継続的に実施している[133]。 |

4－2. 障害者支援団体の活動概要

| 団体名 | 概要 |
|---|---|
| ブルキナファソ障害と包摂支援団体ネットワーク<br>（Réseau des Organisations Engagées dans le Handicap et l'Inclusion au Burkina Faso : ROEHI-BF） | 市民社会団体と障害支援団体のネットワークであり、障害者の権利、社会的包摂、障害者の福祉の促進に取り組んでいる。2025 年 9 月に「障害者の権利の促進と保護」（Promotion et protection des droits des personnes handicapées）と題した 3 カ年プログラム（2025-2028 年）を開始し、ウブリやナンドにおいて障害者の保健、リハビリテーション、教育、雇用、社会的包摂に焦点を当てている。また、地域のコミュニティ・ファシリテーターやメンバー組織を対象に、CBR に関する研修を実施している[134]。 |

[130] https://hrlibrary.umn.edu/africa/french/fburkina.htm（参照 2026-2-5）
[131] https://www.fasoamazone.net/2017/03/11/a-la-decouverte-de-lun-abpam/（参照 2026-2-5）
[132] https://www.ds-international.org/burkina-faso（参照 2026-2-5）
[133] https://apee-bf.org/（参照 2026-2-5）
[134] https://share-net-burkinafaso.org/news/（参照 2026-2-5）

| | |
|---|---|
| 福音派聴覚障害者推進協会<br>（l'Association Evangélique pour la Promotion des Sourds。以下、「AEPS」という。）及び、聴覚障害者のための統合教育・訓練センター<br>（Centre d'Éducation et de Formation Intégrée des Sourds et Entendants。以下、「CEFISE」という。） | AEPS はブルキナファソにおける聴覚障害者（ろう者・難聴者）支援を中心とした NGO／協会で、特に教育・訓練・リハビリテーション分野で幅広い活動を行っている。1993 年に社会開発 NGO として認可されている。その活動機関である CEFISE は教育・訓練センターであり、インクルーシブ教育、手話教育・識字・職業技能訓練、啓発・予防活動を提供している[135]。同センターはブルキナファソで最初のインクルーシブ教育機関であり、インクルーシブ教育の拠点とされている[136]。 |

[135] https://www.cefise.org/（参照 2026-2-5）
[136] https://www.mediaterre.org/iles/actu%2C20160122121645%2C5.html（参照 2026-2-5）

## 5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

### 5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

OPD が障害者権利委員会に提出したパラレルレポートでは[137]、法律上は医療費の無料・減額措置があるが、十分に実施されていない状況が報告されている。実際は、医療従事者の理解や施設の資源状況に左右され、重度障害者への在宅ケア研修や障害の早期発見研修など、政府の戦略で予定された活動が実施されていない。リハビリテーション分野は保健省の報告に十分組み込まれておらず、必要性や実績の把握が困難であり、地方の医療センターや病院は、事故や外傷などへの対応設備が不十分で、特に精神保健、眼科保健、リハビリ分野で、専門人材・設備・インフラが不足している。このような状況から、障害者が法に定められた無料・減額医療を実際に受けられるようにすること、障害者カードの取得条件を簡素化しアクセスしやすくすること、精神障害者や重度障害者等の障害者も含め、実効的な医療保障を整えること、リハビリテーションのデータ収集・施設整備・専門人材育成が必要と指摘されている[138]。さらに、CNDH は COMUD/Handicap の独立性が弱く、保健分野を含む権利保障の実効性に課題があると指摘している。委員の多くが行政機関出身で、正副議長も社会福祉・人権・保健担当大臣が務めているため、独立性強化と十分な予算確保が求められている[139]。

### 5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

世界銀行によると、障害児の 72%以上が学校に通っておらず、インクルーシブ教育の実現に向けて依前として大きな課題を抱えている[140]。SN-3PH はインクルーシブ教育推進を掲げているが、実施は主に啓発・研修・就学支援のみ、または私立学校や OPD の取組にとどまり、十分な制度化・実施が弱く、資金不足から「インクルーシブ教育の発展に関する国家戦略（2018-2022）」の多くが実施されなかったことが指摘されている[141]。障害児の就学・再就学支援はあるが、全体としては依然として少数で、教育施設、教材、学習環境の十分な整備が課題とされている。そのため、インクルーシブ教育を支える適切な教育施設、教材、支援策の整備、障害児、特に避難・脆弱状況にある子どもの就学継続支援、計画を実行するための予算確保と評価体制が求められている[142]。別のパラレルレポートでは、障害児に対する体罰について、就学前教育と初等教育では違法だが、一部の学校では依然として合法または明示的禁止がなく、中等

---

137 「市民団体の連合体」（Coalition des organisations de la société civile）による 2019 年及び 2024 年のパラレルレポート

138 Coalition of OSC (2024) *The Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*及び *La Coalition des OSC* (2019) *La Mise En Œuvre de la Convention Relative Aux Droits des Personnes Handicapees*

139 Commission Nationale des Droits Humains (2020) *Rapport Alternatif de La Commission Nationale des Droits Humains sur La Mise en Œuvre De la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*

140 https://thedocs.worldbank.org/en/doc/8557ee3cd6421321d9481a884caebd4f-0360012025/original/JSDF-FY25-result-stories-Burkina-Faso-JA.pdf（参照 2026-3-24）

141 同上

142 Coalition of OSC (2024) *The Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*及び Commission Nationale des Droits Humains (2020) *Rapport Alternatif de La Commission Nationale des Droits Humains sur La Mise en Œuvre De la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*

教育レベルでは体罰を明示的に禁止する法律がないことを指摘している。この指摘に基づいて、すべての学校で体罰を明示的に禁止する法改正や、障害児を含め、学校でのあらゆる暴力から守るための明確な法的保護を求めている[143]。さらに、特に障害女性の非識字率が高く、教育格差が深いことから、障害のある女性や女児への重点的な教育支援も必要とされている[144]。

### 5－3. 就労に関する障壁・ニーズ[145]

障害者の失業率は高く、55.2%と報告されている[146]。失業理由として、差別、偏見、教育・訓練不足、雇用主の消極姿勢が挙げられており、障害発生後に職を失う人も多い。障害女性は大多数が非就業で、職業的包摂が大きな課題となっている。低賃金・不安定就労、過少雇用もみられる[147]。雇用差別禁止や保護規定はあるが、適用実績の統計は存在せず、障害者は裁判や救済制度をほとんど利用できていないとの指摘がある。その理由として手続的配慮の欠如、裁判所の物理的アクセス困難、法制度の周知不足が挙げられている。雇用クオータ制度については民間部門では十分に実施されておらず、公務員採用では特別採用枠がある一方で、一般競争試験のアクセシビリティ改善が不十分で、特に視覚・聴覚・知的障害者に不利となっている。福祉作業所や就労実態の統計がないことや、職業訓練・雇用・起業支援プロジェクトの計画が実施されていないことも指摘されている。そのため、公共・民間双方での雇用クオータの実効化、障害者に配慮した採用試験・職業訓練の整備、起業支援・雇用支援・職業訓練支援の強化、雇用差別の申立て・救済制度を使いやすくすることが求められている[148]。また、障害発生後も働き続けられるような合理的配慮と雇用保障や、特に障害女性の生計向上支援が必要とされている[149]。

### 5－4. 移動に関する障壁・ニーズ[150]

国営・自治体の公共交通における減免利用状況の統計がない。障害者用車両の輸入税免除・減額の制度の未整備、公共インフラの大部分が依然としてアクセス不能であり、多くの建物でエレベーターやスロープが未整備で、障害者用駐車スペースがほとんどない。また、アクセシビ

---

143 The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2020) *Briefing on Burkina Faso for the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, 14th Pre-Sessional Working Group, September 2020*

144 La Coalition des Osc (2019) *CRPD Rapport Alternatif sur la Mise en Œuvre de la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*

145 La Coalition des Osc (2019) *CRPD Rapport Alternatif sur la Mise en Œuvre de la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*、Coalition of OSC (2024) *CRPD Shadow Report - the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*からの情報

146 La Coalition des Osc (2019) *CRPD Rapport Alternatif sur la Mise en Œuvre de la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*

147 同上

148 Coalition of OSC (2024) *CRPD Shadow Report - the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*、Commission Nationale des Droits Humains (2020) *CRPD Shadow Report*

149 La Coalition des Osc (2019) *CRPD Rapport Alternatif sur la Mise en Œuvre de la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*

150 La Coalition des Osc (2019) *CRPD Rapport Alternatif sur la Mise en Œuvre de la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*、Coalition of OSC (2024) *CRPD Shadow Report - the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*からの情報

リティの監査ツールが資金不足で広く導入されていない。そのため、車両・移動支援機器への税制優遇の実施、都市部・農村部を問わず、建築物・道路・インフラを移動保障の観点から整備すること、公共交通を含む移動環境のアクセシビリティ改善が求められている[151]。また、国による移動支援機器の無償供与も、不定期かつ量がごく限られるため、移動支援機器の継続的供給が期待されている[152]。

### 5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ[153]

手話やその他のアクセシブルなコミュニケーション手段を発展させる政府の政策・計画が厳密には存在しないこと、手話や点字等の利用は限定的であり、行政文書の点字化・音声化・触知媒体化が一般的でないことが指摘されている。裁判所などでは、手話通訳者の不足、支援サービスの不在が大きな障壁となっている。そのため、障害者の情報・コミュニケーションへの実効的アクセス保障、手話・点字・音声・触知媒体等の普及、行政文書や公衆向け情報のアクセシブル化、緊急時・保健危機時にもアクセス可能な情報提供体制の整備が求められている。

### 5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

障害女性は、教育、就労、家計、住居、水へのアクセスの各面で不利な状況に置かれており、高い非識字率、教育機会の不足、低い就業率といった困難に直面している。特に、障害女性世帯主や農村部の障害女性は生活条件の脆弱さに直面しており、障害女性向けの教育支援、所得向上支援、生活支援、家計・住居・水アクセスなど、生活基盤に関わる包括的支援など、ジェンダー視点での施策が求められている[154]。また、家庭内での体罰からの保護が依然として不十分であり、代替的養護、デイケア、一部の学校などでも体罰が完全には禁止されておらず、法整備が不十分な状況から、家庭を含むすべての場での体罰の明示的禁止や障害児に対する暴力をなくすための法改正と実施措置が求められている[155]。障害のある女性及び女児に特化した司法アクセス措置の未整備、認知度の低さ、自律性の制約のため、障害女性が使いにくく、被害女性・女児のための配慮的措置は実施されていない。SN-3PH には政治参加拡大目標があるが、ジェンダーの視点が欠けており、教育や所得創出支援にも言及はあるが、障害女性に特化した十分な制度設計・実施がなされていないと指摘されている。そのため、障害女性・女児に対する特別な司法アクセス支援、ジェンダーに基づく暴力への法的・制度的保護の再整備、政治参加・教育・所得創出支援におけるジェンダー主流化、障害女性のニーズを前提にした政

---

[151] Coalition of OSC (2024) *CRPD Shadow Report - the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*、Commission Nationale des Droits Humains (2020) *CRPD Shadow Report*

[152] La Coalition des OSC (2019) *CRPD Rapport Alternatif sur la Mise en Œuvre de la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*

[153] Coalition of OSC (2024) *CRPD Shadow Report - the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*、La Coalition des Osc (2019) *CRPD Rapport Alternatif* sur la Mise en Œuvre de la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees

[154] La Coalition des Osc (2019) *CRPD Rapport Alternatif sur la Mise en Œuvre de la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapees*

[155] The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2020) *CRPD Shadow Report*

策設計と実施が求められている[156]。

[156] Coalition of OSC (2024) *CRPD Shadow Report - the Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*、Commission Nationale des Droits Humains (2020) *CRPD Shadow Report*

## 6. 参考資料

Coalition of OSC (2024) *The Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Burkina Faso (COSC/CDPH)*.

Commission Nationale des Droits Humains (2020) *Rapport Alternatif de La Commission Nationale des Droits Humains sur La Mise en Œuvre De la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapee.s*

Government of Burkina Faso (2010) *Loi n° 012-2010/AN du 1er Avril 2010, Portant Protection et Promotion des Droits des Personnes Handicapées*.

Government of Burkina Faso (2007) *Loi No. 013-2007/AN Portant loi d'Orientation de l'Education*.

Government of Burkina Faso (2021) *Plan National de Développement Economique et Social 2021-2025 (PNDES-II)*.

Government of Burkina Faso (2020) *Stratégie Nationale Genre 2020-2024*.

Government of Burkina Faso (2019) *Cinquième Recensement Général de la Population et de l'Habitation du Burkina Faso (5e RGPH) -Taux de Prévalence du Hándicap*.

Government of Burkina Faso (2019) *5e RGPH -Répartition de la Population Résidente Handicapée et Non Handicapée*.

Government of Burkina Faso (2019) *5e RGPH -Répartition des Personnes Handicapées*.

Government of Burkina Faso (2019) *5fe RGPH - Population du Burkina Faso par Région et Selon le Sexe en Milieu d'Année*.

Government of Burkina Faso (2020) *CRPD Initial report submitted by Burkina Faso under article 35 of the Convention, due in 2011 [Date received: 30 November 2018]*.

Government of Burkina Faso (2024) *CRPD Replies of Burkina Faso to the list of issues in relation to its initial report [Date received: 5 February 2024]*.

Government of Burkina Faso (2016) *Quatrieme, Cinquieme et Sixieme Rapports Periodiques Cumules du Burkina Faso Sur la Mise en Œuvre de la Charte Africaine des Droits et du Bien-etre de l'Enfant pour la Periode de 2011 a 2015*.

Fédération Burkinabè des Associations pour la promotion des Personnes Handicapées (2023) *Rapport de la Mise en Œuvre des Objectifs de Développement Durable (ODD) Conformément à la Convention Relative aux Droits des Personnes Handicapées (CDPH)*.

La Coalition des OSC (2019) *La Mise En Œuvre de la Convention Relative Aux Droits des Personnes Handicapees*.

Ministère de l'Économie, des Finances, et de la Prospective (2022) *Rapport national voluntaire 2016-2022 Burkina Faso*.

S. A. Ngoutane Peyou (2022) *African Disability Rights Yearbook - Burkina Faso*.

The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children (2020) *Briefing on Burkina*

*Faso for the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, 14th Pre-Sessional Working Group, September 2020*.

UNICEF (2025) *UNICEF Burkina Faso Annual Report 2024*.

United Nations CEDW (2017) *Concluding observations on the seventh periodic report of Burkina Faso*.

United Nations CRPD Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024) *Concluding observations on the initial report of Burkina Faso, September 2024*.

JICA（2025）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

JICA（2021）『国別障害関連情報　ブルキナファソ』

JICA（2012）『基礎教育セクター情報収集・確認調査：国別基礎教育セクター分析報告書－ブルキナファソ－』

＜ウェブ情報＞

内閣府　(2016-2025)『障害者白書』　https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2026-1-19）

世界銀行　https://data.worldbank.org/indicator